

商品中古自動車の減免申請について

平成31年3月
奈良県自動車税事務所

4月1日現在で中古自動車販売業者が商品として所有・展示している自動車のうち次の要件に該当する場合は、自動車税の減免を受けることができます。
自動車税の減免を受けようとされる方は、下記の手順により手続きを行ってください。

減免の要件

減免を受けることができる中古自動車販売業者

- 古物営業法第3条第1項の規定による古物の営業の許可を受けていること。
- 申請名義人が所有するすべての自動車(減免対象車以外も含む。)の自動車税及びこれにかかる延滞金に滞納がないこと。
- 申請名義人が所有するすべての自動車(減免対象車以外も含む。)の平成31年度自動車税を納期限(平成31年5月31日)までに完納していること。
- 申請名義人が所有する自動車の車検切れ等による申立てを納期限までに完了していること。
- 税に関して処分を受けた者については、一定の期間が経過していること。

減免の対象となる中古自動車

- 4月1日午前零時現在、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ展示している自動車で、申請者名義(所有者・使用者とも)で道路運送車両法に基づく登録をしていること。
(該当しない自動車)
 - ・修理等のため展示できない自動車
 - ・道路運送車両法第7条による新規登録車(中古新規を含む。)及び軽自動車、社用車、営業車、代車及び有償貸渡し許可車(レンタカー)等
- 一般財団法人日本自動車査定協会において商品中古自動車であることが証明されていること。

減免の内容

減免の額 対象となる自動車の自動車税額(年額)の12分の3に相当する額が減免されます。
ただし、4月、5月に登録を抹消した場合は、抹消した月までの月割額となります。

減免の方法 納期限までに年税額を納付してください。
減免申請の承認後、上記の減免額を還付します(8月末を予定しています。)

◎ 商品中古自動車の減免申請には、査定協会の商品中古自動車であることの証明が必要です。
査定協会への証明申請は4月26日(金)までです。

詳しくは裏面をご覧ください

★上記、期限後の証明申請は受付できません

申請の流れ

① 一般財団法人 日本自動車査定協会 奈良県支所で商品中古車であることの証明を受ける。

●証明のための申請期間は平成31年4月1日(月)から4月26日(金)までとなります。

申請先 大和郡山市額田部北町981-8
一般財団法人日本自動車査定協会 奈良県支所(業務時間 9:00~17:00)
TEL 0743-23-0050

申請書類 商品中古自動車証明申請書(査定協会奈良県支所にあります。)
添付書類 査定協会奈良県支所へご確認ください。

② ①により証明を受けた自動車税減免申請書(3枚複写の1枚目)を奈良県自動車税事務所へ提出する。

提出先 奈良県自動車税事務所(業務時間 8:30~17:15)
自動車税第一課 大和郡山市満願寺町60-1 TEL 0743-51-0081
自動車税第二課 大和郡山市額田部北町981-8 TEL 0743-57-0300

減免申請受付期間
平成31年5月9日(木)~同年5月30日(木)

ご注意
ください

★商品として展示している中古車が対象となる制度です。

- ・新規登録車は対象となりません。
- ・自社(自己)で使用する車、試乗車、代車、リース車等は対象となりません。

★商品中古自動車の減免を受ける方は、まず査定協会で商品中古自動車証明申請をしてください。

★申請者が所有している全ての自動車(減免対象車以外も含む)の自動車税を納付していただく必要があります。

- ・平成30年度までの自動車税(延滞金も含む)について滞納がある場合は、申請された全ての自動車税が減免されません。
- ・平成31年度の自動車税が納期限(平成31年5月31日)までに納付されていない場合、申請された全ての自動車税が減免されません。

※平成31年度の自動車税の納税通知書は、5月1日付けで郵送します。お手元に届かない場合は、奈良県自動車税事務所自動車税第一課までご連絡ください。

古物営業法改正に伴う届出についてご注意ください

(期日等内容の詳細は管轄の警察署でお問い合わせください)

平成30年4月25日の古物営業法改正により、現在古物業を営んでいる方で、今後も引き続き営業を継続される方は、定められた期日までに営業所を管轄する警察署に再度届出をする必要があります。

定められた期日までにこの届出をされなかった場合、無許可営業となり、商品中古車減免の申請も出来なくなりますのでご注意ください